



厚生労働省福島労働局発表  
平成26年3月7日

担  
当

福島労働局 労働基準部 賃金室  
室長 近藤 正道  
統計調査係主任 渡邊 拓也  
電話 024-536-4604

## 「コネクター差し」最低工賃が改正されます。

平成20年5月に創設以来、初の引上げ

現行1端子24銭を3銭引上げ(引上げ率は12.5%)、27銭へ

- 1 福島労働局長(河合智則)は、福島地方労働審議会(会長 新開文雄)の答申を受け、福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業における「コネクター差し」最低工賃を3銭引上げ、現行の1端子24銭から1端子27銭へ改正することを決定しました。(下表参照)
- 2 この改正は、官報公示の手続を経て、5月1日に発効する予定です。
- 3 今後、福島労働局では、福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃の改正について、周知・広報を徹底し、最低工賃の履行確保を図っていくことにしています。

[参考]現行の最低工賃額を基に、1時間あたり1,000端子、1日3時間、月20日作業すると仮定した場合、改正後は月額1,800円の上昇と試算されます。

最低工賃の種類	金額	引上額	発効予定年月日
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃	1端子につき27銭	+3銭	平成26年5月1日

### 対象業務略図

—対象業務— コネクター差し  (備考) コネクターとは接続子であり、コネクター差しは、カブラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。		—内容— 電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。
---	--	--

## ○「最低工賃」について

### 1. 家内労働法について

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、「家内労働法」においては、家内労働手帳の交付、工賃の支払い、最低工賃の決定、安全および衛生などが定められています。

### 2. 最低工賃について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することとされています。(法8条)

その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとされています。(法13条)

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。(法14条)

委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。(法16条)

なお、平成25年7月1日現在、全国で117件の最低工賃が決定されています。

## ○福島県の最低工賃

福島県では、以下の3業種において最低工賃が設定されています。

- ◇福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃  
(今回改正)
- ◇福島県横編ニット製造業最低工賃
- ◇福島県外衣・シャツ製造業最低工賃